

令和6年8月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年8月6日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時10分

- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員
教育局長 落合 嘉朗
県立高校改革担当局長 田熊 徹
教育監 濱田 啓太郎
副局長 羽鹿 直樹
総務室長 宮田 一男
行政部長 高安 賢昌
指導部長 増田 年克
支援部長 古島 そのえ
企画調整担当課長 鈴木 寿則
管理担当課長 高橋 慶吏
ICT推進担当課長 梶本 好弘
行政課長 飯田 馨
財務課長 渡邊 太郎
教育施設課長 江尻 睦
インクルーシブ教育推進課長 森 由佳
高校教育課長 渡貫 由季子
子ども教育支援課長 長田 裕一郎
特別支援教育課長 片山 葉子

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 8月定例会 会議日程

日時 令和6年8月6日（火） 9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第1

定教第14号議案 令和7年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書
の採択について

定教第15号議案 令和7年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用
教科用図書の採択について

定教第16号議案 令和7年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書
の採択について

定教第17号議案 令和6年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出につ
いて

日程第2

報第9号 令和6年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出につ
いて

日程第3

請願第1号 「2025年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時
制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制
で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備を
もとめる請願」について

2 協議・報告事項

報告1 令和5年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について

報告2 「神奈川県管内中学校における「歴史教科書」の採択に関す
る要望書」について

教育委員会 8月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 8月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
本日の会議録署名委員でありますけれども、常陸委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

常陸委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「令和7年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択について」ほか3件の付議案件があります。
また、日程第2として「令和6年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について」の報告案件があります。
さらに、日程第3として「「2025年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について」の請願があります。
その他、協議・報告事項として「令和5年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について」ほか1件の報告があります。
お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第17号議案及び日程第2の報第9号は、知事に意見を申し出る案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思っております。
はじめに進行の関係から、日程第3の請願第1号に入ります。

請願第1号 「2025年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について
説明者 渡貫高校教育課長

教育長 請願第1号に関しては、請願者から事情の陳述の希望があります。

陳述時間については、会議規則第39条第1項で「教育長の許可する時間内において、請願に関して事情を述べることができる」と定められています。ついては、陳情時間を5分以内で認めるとともに、説明資料の配付の希望がある場合は、これを認めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

それでは、陳述者を席にご案内してください。また、説明資料があれば、配付をお願いします。

それでは、事情の陳述の前に確認をさせていただきます。請願第1号を提出し、陳述を希望されている「かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会」の保永博行さんでよろしいですね。

陳述者 はい。

教育長 それではこれから、事情の陳述をお聞きいたします。5分以内ということをお願いします。こちらのタイマーが見えますでしょうか。ここに残り時間が表示されますので、適宜確認をしてください。

それでは、請願第1号について、どうぞお話しください。

陳述者 「かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会」の事務局をしております、保永博行と申します。今回、請願を出していますが、8項目にわたる請願項目がありますが、その中で特に強調したいことは2点です。一つは、93.5%の全日制進学率を早く実現してほしいということです。それから二点目は、公立及び私立の高校の授業料です。その両方の、公立も私立も無償化、その所得制限が現在ありますけれども、その所得制限の撤廃ということを挙げたいと思います。まず、93.5%の全日制進学率の実現ということですが、これについては、全国的に見れば、今、低下傾向にあります。全国的にもです。でも、神奈川ほどではないと。神奈川の進学率は、やはり93.5%をかつて掲げましたけれども、それをまだ県民の前で取り下げているということ。それです。それです。無理のない進学率だろうと思います。是非、実現してほしいと思います。それから、公私立授業料の完全無償化ということですが、所得制限の撤廃ということ。これはやはり、高校生的人格というものを考えると、高校生は、親、保護者から独立した存在であるということ。ですから、家庭の経済状況等に左右されるというのは、現在の社会、民主主義を目指す我々の社会においては、非常によくないと思います。この格差が体にしみついてしまうというか、経済格差というものはないのだという、そういうことが、高校時代、十代の後半に身に付いてしまうこと、それを防ぐ、社会全体で君たちを支えているのだという、そういう経験です。それをすることが、後の社会形成にとっても非常に重要だと思います。それ

からあと、非常に問題なのは、神奈川県の日日制進学率ですが、2022年以降、90%を切っています。今年もとうとう、今年の春、2024年の春ですけれども、88.2%になってしまった。後ほど正式発表があると思いますけれども、そういうことを、それに対して、非常に危ない、危機感を覚えます。ともかく、日日制進学率の低下、1%少し低下ということですが、その主な原因は日立高校の定数が充足されていないということが一番大きな要因になっています。また、中学3年生の10月に実施される「公立中学校等予定者の進路希望の状況」というデータがありますが、それを見ても、ここ数年、非常に低下傾向、年々低下しているということが見られます。これはどういうことなのか、どうして定数を充足しないのか、その追究といえますか、そこをはっきりと原因を明らかにし、そして対策を打ち出すと。それが生徒募集定数を定める上には非常に重要であり、それが主たる役割であろうと思います。そういう点で是非、考慮していただいて、実現していただきたいと、93.5%を是非、早く実現させていただきたいと思います。ありがとうございました。

教育長 ただいま陳述された事情について、各委員から特に確認しておくことがありましたら、ご発言願います。よろしいですか。
それでは、陳述の方は退席してください。ありがとうございました。
事務局から何か補足説明はありますか。

高校教育課長 本件の請願は、教育委員会教育長宛てです。【請願項目】として「1」から「8」がありますが、項目「4」の後半部分「私立の募集定員を策定すること」及び項目「5」の後半部分、私立高校生徒への学費補助制度の改善を図ることについては、知事が所管する事項ですので、所管部局に趣旨を伝えています。
教育委員会において審議すべき請願は、項目「1」から「5」の日立高校に係る部分において、及び「6」から「8」であることを、請願者には口頭で確認しております。請願の趣旨は記載のとおり、子どもたちが希望する、公私立日日制、定時制、通信制高校を選択できるようにということですが、現在、入学定員計画については、公私立高等学校協議会で協議中です。
以上です。

教育長 ただいま、請願第1号の事情の陳述をお聞きし、あわせて事務局から補足説明をさせました。陳述いただいた点を確認の上、この件については慎重に審議する必要があることから、継続審議としたいと考えていますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、ご異議はないものと認め、請願第1号については継続審議といたします。
それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行は下城委員にお願いします。

下城委員

それでは次に、日程第1の定教第14号議案に移ります。

定教第14号議案

令和7年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択
について

説明者 長田子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 定教第14号議案「令和7年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択」についてご説明します。ファイル01-2「定教第14・15号議案関係」をご覧ください。

1/183ページは、本年4月9日に、県教育委員会教育長から、神奈川県教科用図書選定審議会会長に諮問した諮問事項です。このうち「(1)」から「(6)」については、4月9日の神奈川県教科用図書選定審議会第1回でご審議いただき、その答申に基づき、教育委員会4月定例会にて提案、議決後、各市町村教育委員会等へ通知済みです。また、「(7)」については、6月5日の選定審議会でご審議いただき、その答申に基づき、教育委員会6月定例会にて提案、議決後、各市町村教育委員会等へ通知済みです。本日もご審議いただきたいのは、諮問事項「(8) 令和7年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」です。

2/183ページです。7月17日の神奈川県教科用図書選定審議会第3回にて審議を行い、19日に答申を受けました。最下段にある「答申内容」のうち、県立特別支援学校の小学部及び中学部については、この後の定教第15号議案で扱い、この定教第14号議案では、県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書について、提案するものです。

3/183ページです。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項により、公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、「学校ごとに、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うもの」となっております。

5/183ページです。「今後の教科用図書採択のスケジュール」を掲載しております。「中学校」の欄をご覧ください。今年度は、平成29年告示中学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う、2回目の教科書採択替えを行いますので、中等教育学校の前期課程も採択替えを行います。

6/183ページです。4月定例会で議決された「令和7年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針」です。採択に当たっては、採択方針「1」にあるように、中高一貫教育の特色を踏まえ、十分に調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択すること。その際、県教育委員会が作成した調査研究資料を活用すること。また、「2」にあるように、文部科学大臣が作成する教科書目録から採択すること。さらに、「3」にあるように、公正の確保に留意することとしておりま

す。

7/183ページです。「令和7年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択手続要領」です。「1」にあるように、令和7年度使用教科用図書は、各学校長の申出に基づき、県教育委員会が選定審議会の意見を聞いたうえで、採択することとなっております。また、「2」にあるように、県教育委員会への申出にあたっては、各学校長が学校ごとに校長を会長とする専門委員会を設け、採択方針に基づき、十分検討のうえ、採択を希望する教科用図書を選定することとなっております。さらに、「3」にあるように、県教育委員会にて決定後、各学校長に通知することとしております。

続いて、ファイル01の「定教第14号議案」をご覧ください。7月17日の選定審議会第3回では、両学校長からの申出についてご審議をいただき、希望教科用図書選定一覧を承認し、会長から答申されました。この答申に基づき採択いたしたく提案するものです。

2/3ページは、平塚中等教育学校の採択教科用図書一覧（案）になります。

3/3ページは、相模原中等教育学校の採択教科用図書一覧（案）になります。

それでは、各校における審議経過や選定理由等をご説明します。ファイル01-2「定教第14・15号議案関係」を再びお開きください。13/183ページをご覧ください。このページから、平塚中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しております。お開きいただいているページの上段「審議経過」に記載のとおり、6月4日から6月26日において、教科用図書選定に係る専門委員会を行っております。この専門委員会に加え、教職員が各教科に分かれて、全ての教科書見本を手に取り、県の資料を参考に検討し、調査研究を進めました。この間、県教育委員会の指導主事が学校を訪問して説明をしたり質問に応じたりしながら、資料作成の支援を行いました。

では、各校1教科ずつを例に、希望教科書選定理由書についてご説明します。39/183ページをお開きください。平塚中等教育学校の数学の希望教科書選定理由書です。[選定理由]の欄をご覧ください。まず、めざす学校像は「6年間の一貫した教育課程のもとで、幅広い教養と独創性を備え、次世代を担うリーダーを育てていく学校」です。続いて、教育理念として「深い洞察と鋭い感性」等、3点が示されています。2段落目には数学科として、「基礎的な知識や技能を習得し、それらを活用して物事を数理的に考える力をつける」、「数や図形に関する数学的な活動を通して、数学のよさや数学を学ぶ楽しさを実感する」等、4点の目標が示されています。これらを踏まえ、特に「学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』を涵養するための工夫や配慮」等の観点から、全発行者7者から4者への絞り込みを行ったことを示しております。3段落目以降に、その4者について、先ほどの観点に加え「体験活動の充実」の観点を加えて、4者を比較・検討した結果、「学びに向かう力・人間性等」の涵養について、第1学年では気象予報士を例にするなど、社会で数学が活用されている事例が『数学旅行』に掲載されているなど、題材や資料が生徒の学習に最も適していると判断し、1者を選定したことを示しております。

続いて、86/183ページをご覧ください。このページから、相模原中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しております。ページの上段「審議経過」に記

載のとおり、6月7日から6月26日において、教科用図書選定に係る専門委員会を行っております。平塚中等教育学校同様、相模原中等教育学校にも県教育委員会の指導主事が学校を訪問して説明をしたり質問に応じたりしながら、資料作成の支援を行いました。

128/183ページをお開きください。相模原中等教育学校の美術の希望教科書選定理由書です。〔選定理由〕の欄をご覧ください。まず、教育目標は「人格の完成をめざし、高い知性と豊かな人間性をそなえ、心身ともに健全な、次世代を担う人材を育成する」です。続いて、教育理念として、「育てたい3つの力」として「科学・論理的思考力」等が示されています。2段落目には、美術科として、「生徒が自ら造形的な見方・考え方を働かせながら、表現したり鑑賞したりして、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わること」等、3点が示されています。これらを踏まえ、「生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わること」等の観点から、全発行者3者を比較・検討した結果、生徒が生活の中の瞬間や風景を撮影した作品が『うつくしい！を探してみよう』に掲載されていることなど、題材や資料等が生徒の学習に最も適していると判断し、1者を選定したことを示しております。今、例としてお示ししましたが、それ以外の教科についても同様に選定しております。

最後に、151/183ページをご覧ください。現行の使用教科用図書と、今回採択希望の教科用図書の比較表です。変更のあった種目は、平塚中等教育学校は、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、技術・家庭（家庭分野）、道徳の6種目です。相模原中等教育学校は、書写、理科の2種目です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。笠原委員。

笠原委員 ご説明にあった、両校に指導主事が出向いて説明等をして支援したという、少し具体的な、イメージできるような内容をご提供いただけますか。

子ども教育支援課長 県教育委員会で作りました調査研究資料を基に、この調査研究資料の「資料1」及び「資料2」について、県教育委員会の指導主事が各学校に出向いて、教科書の特徴等について、直接、話をしました。そうした中で、各中等教育学校の先生方から「この教科書のこういうところはどうなのだ」という質問等があった場合に、指導主事が、調査研究のやりとり等も踏まえて、このような資料を作成し、「この教科書はこういう特徴がある」ということをお話ししました。

笠原委員 具体的に、例えば平塚中等教育学校や相模原中等教育学校から、どんな質問が出たのか分かる範囲で教えてください。

子ども教育支援課長 平塚中等教育学校については、例えば、数学については、現在使っている数学の教科書と、今回採択希望している教科書について、それぞれの違い又は特徴について聞かれ、それに対して回答しました。具体的には、今使っている教科書が啓林館

ついて、2点目が「令和7年度使用教科用図書関係事務スケジュール」について、3点目は一般図書の調査研究についてです。

ファイル02-2「定教第15号・16号議案関係」の1/33ページをご覧ください。「教科用図書」とは、四角囲みにありますとおり、学校教育法第34条第1項及び附則第9条に規定する教科用図書をいいます。四角囲みの下、一つ目の※（米印）、第34条第1項では、文部科学大臣の検定を経た教科用図書である検定教科書と、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書である著作教科書を使用することとし、二つ目の※（米印）、附則第9条では、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書、いわゆる一般図書を使用することができるとなっております。

2/33ページをご覧ください。「令和7年度使用教科用図書関係事務スケジュール」です。上段【小学部・中学部】についてですが、スケジュールはお示ししているとおりです。

続いて、一般図書の調査研究についてご説明します。3/33ページをご覧ください。この資料は、特別支援学校の各部門共通の一般図書についての調査研究を、より充実させるため「県立特別支援学校採択教科用図書調査研究資料作成会議」において、特別支援教育課の指導主事と特別支援学校の教員とで、検討・作成したものです。

4/33ページをご覧ください。調査研究資料の見方について記載しております。教科用図書として使用するにあたって、想定される学部、教科、学習指導要領との関連、図書の特徴をまとめています。各学校は、この資料を参考にして、調査研究を十分に行い、県教育委員会に採択希望教科用図書を提出しています。

それでは、ファイル02「定教第15号議案」にお戻りください。2/33ページから「令和7年度使用教科用図書一覧」の案です。

3/33ページの目次をご覧ください。「文部科学省検定・著作教科書」では、「1 視覚障害教育部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障がいのある児童・生徒用」「4 各部門共通」に分けて登載しております。その下の「一般図書」は、「1 視覚障害教育部門」と各部門共通で「2 知的障がいのある児童・生徒用」としております。

では、5/33ページをご覧ください。【文部科学省検定・著作教科書】です。はじめに、「1 視覚障害教育部門」についてご説明します。県立特別支援学校の「視覚障害教育部門」では、障害の程度に応じて、通常の検定教科書、拡大教科書、点字本を使用します。主には平塚盲学校、相模原中央支援学校の視覚障害教育部門の児童・生徒が対象で、通常の検定教科書を使用する児童・生徒や、拡大教科書や点字本を使用する児童・生徒も同じ教室で共に学んでいることから、いずれの教科書においても内容が同様となるように、点字本の原典となる発行者の検定教科書や拡大教科書を使用しています。なお、点字本の原典である教科書は各教科1種類ですので、複数の中から選ぶことはできないということです。また、発行者略称に「光村[ライト]」、図書名に「国語シリーズ」、教科に「国語」、備考に「墨字 拡大[点字]」とあります。これは、光村図書出版の国語シリーズの墨字版、拡大図書版、点字版を表しております。点字版については「社会福祉法人日本ライトハウス」が出版しているものである、ということを示しています。

6/33ページをご覧ください。こちらは中学部のもですが、中学部においては、6月20日に点字教科書の原典が決定したと、文部科学省から通知がありました。今後、点字教科書については編集を行う発行者が決定される予定ですので、点字版の発行者名は記載していないという状況です。

7/33ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」です。聴覚障害教育部門の教科用図書については、主に平塚ろう学校、相模原中央支援学校の聴覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。国語の授業では、「国語」「書写」に加えて、一番下にあります「言語指導」の教科書を採択できます。特別支援学校学習指導要領には「言語指導」について、「聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」においては「体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句についての確かな言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること」と、その重要性が示されています。

続いて、8/33ページをご覧ください。「3 知的障がいのある児童・生徒用」です。ここで示されている教科用図書は、文部科学省が作成しております著作教科書のうち、知的障害のある児童・生徒が使用することを想定して作成された教科用図書で、通称「星本」と呼ばれています。特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科の内容は、学年ではなく段階別に示されておりまして、小学部は3段階、中学部は2段階で示されています。星本は、この段階に応じて星の数の一つから五つで示されています。小学部は国語、算数、生活、音楽の4教科、中学部は、国語、数学、音楽の他に、今年度より社会、理科、職業・家庭が加わり、6教科となっています。

次に、「4 各部門共通」についてご覧ください。特別支援学校の小・中学部において、検定教科書を使用する場合には、児童・生徒が地域の学校との交流などでも使用できるように、原則として、各特別支援学校が所在する地区が採択する教科書と同じ発行者の教科書を採択しますので、このような表記となっています。

10/33ページです。ここからは【一般図書】です。「1 視覚障害教育部門」では、音楽や家庭科、保健などの点字本は、検定教科書を原典としておりますが、教科の特性により、点字にする上での表記やレイアウトが検定教科書と異なるため、一般図書として扱っています。

11/33ページから33/33ページは、「2 知的障がいのある児童・生徒用」の一般図書です。各校が調査研究を行うための資料として作成した「特別支援学校採択教科用図書調査研究資料」530冊を採択一覧（案）としております。

以上が、採択をお願いする教科用図書一覧（案）です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらお願いします。笠原委員。

笠原委員

毎年、一般図書の調査を先生方が来てやっていると思うのですが、先ほどのご説明で、各学校からメンバーが来ているということなのですが、総計で何名の方ですか。

特別支援教育課長 29校ありますが、各学校1名から2名の方に来ていただくという形で進めております。

笠原委員 障がい種に応じた先生方が一応バランスよく集まっているということですか。

特別支援教育課長 バランスよく来ていただいて、グループに分かれてそれぞれの内容について調査研究をしていくという形になります。

笠原委員 その方々というのは、毎年新たに加わるメンバーと固定的に残るメンバーと、あまりそういうところはなくて、学校からの推薦ですか。

特別支援教育課長 学校からの推薦ですけれども、学校の中でその年に部門とか、担当する方が変わりますので、毎年同じ方ということではないのですけれども、2年続けて調査研究資料の作成会議の委員となる方もいますし、新しい方もいて、様々な視点で調査研究を進めていくということをしております。

笠原委員 障がいの状態というのは、それぞれの年度によって異なってくると思うのですが、そういう実態に応じて照らし合わせたときに、一般図書の選定の結果が前年度と比べて特徴的に出てきているものはあるのですか。それとも、そんなに大きく毎年変わるものではないのか。

特別支援教育課長 そんなに大きく毎年変わっていくものではありませんけれども、子どもたちの状況に応じたもの、それから社会情勢に応じたものもあります。一般図書は長らくベストセラーになっているものが、もう時代に合わないような内容も、もしかしたらあるかもしれないという、そういう視点でも見えていますし、子どもたちの生活年齢に即したものを選定できるようにしていこうという視点を皆お持ちですので、子どもたちの状況によっては、赤ちゃん絵本というような名前がついているものも、教科用図書としてふさわしい、学ぶべきものがあるという部分は尊重しつつも、ただ、それが本当に子どもたちの生活年齢に即したものであるかというところも視点を持って、調査研究しているところです。

笠原委員 今年度は530冊ということだったのですが、昨年度と同数か、それとも増えているのか。

特別支援教育課長 同じ程度です。ただ、一般図書も絶版になってしまっていたりとか、文部科学省がもう採択しないというような、採択一覧に載らないようなものもありますので、そうしたものを入れ替えながら、530冊という状況です。昨年度並みです。

笠原委員 もう一点なのですが、今年度、職業の部分が新しく教科書として入ってきた。先ほど少し拝見したのですが、例えばそれは、具体的に教育課程の中でどういう場面で、

要は、国語、算数、理科というのと同じように、職業という授業がきちんと教育課程上に設けられてそれを扱っていくのか。その場合、どういう方々が実際にその授業をされているのか。

特別支援教育課長 知的障害教育部門中学部の教育課程に職業・家庭という教科がありますので、その授業の中で使うことができるということで、作成された教科書です。特別支援学校の中学部において、知的障害教育部門の教育課程の中で、日常的にその授業の中でこれまでもやってきているのですけれども、そのときに、今までは一般図書を使うということが多くあったのですけれども、今回、職業・家庭の著作教科書が作成されたので、これを活用して授業を進めていくことも可能となったところです。

笠原委員 特段その辺りについて、先生方からは何かご意見は。

特別支援教育課長 今年初めてのところなので、これを見ていく中で、では、今までやってきた授業の中で、同じような教育課程の中で活用できるのかというところは、慎重に選んでいるかと思えますけれども、今年、採択希望が上がっています。

下城委員 他はいかがでしょうか。

私からも教えてください。全国のいろいろな教育施設を見させていただく機会があります。その中で特別支援学校も最先端のところを見させていただくことがあって、必ずしも最先端ではないですけど、アイカメラで重度のお子さんたちが、実はすごく感情豊かで意思疎通ができるのだということが科学技術の進歩によって初めて分かったという。ベテランの職員の方が、今までこの子たちは「はい」「いいえ」ぐらいの意思表示しかできないのか、意思疎通しかできないのかと思っていた子たちが、全然そうではなかったということで、すごく感動しておられて、お話をしてくださったということがありました。アイカメラを使ってというような最先端の科学技術を用いての教育は、神奈川県でも行われていると思えますけれども、それで教科書が変わるというわけではないけど、一人ひとりから見れば、今までこのレベルかなと思われていたものが、もう一つ上のレベルに行くとか、先生方の選択が変わってくるとか。だから教科書の採択というわけではないのですけど、実際には支援学校でどういうことを教えていくかということの選択肢といいますか、幅が、この科学技術の進歩によって変わってきているのではないかと思うのですけど、教科書がタイアップすることでもないのかもしれませんが、もしもそういうことが神奈川県でもあるようでしたら、教えていただけないかと思えます。

特別支援教育課長 教科書の内容とお子さんの学びをどういうふうに位置付けていくかということかと思うのですけれども、お子さんの実態が科学技術の進歩によって、私たちの方が今まで以上に深く知ることができることになったということがあると思えます。視線入力装置を活用することで、お子さんが自分の意思を表出していることが、私たちもはっきり分かるということが実現できるようになってきましたので、そういう中で、

その方に何を一番、今、学んでもらう必要があるのかということ踏まえた上で、教科書を選択していくということを考えていくとしております。

下城委員　　そうですね。教科書は変わらないけど、一人ひとりの選択が良い方向に変わって
いっているということがあるということですね。
他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長　　ただいまの定教第15号議案について、原案のとおり決することでご異議はございま
せんか。

全委員　　異議なし。

教育長　　ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続きお願いしま
す。

下城委員　　次に、定教第16号議案に移ります。

定教第16号議案　　令和7年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書の採択に ついて

説明者　　片山特別支援教育課長

特別支援教育課長　　ファイル03「定教第16号議案」をご覧ください。本議案は、県立特別支援学校
高等部で令和7年度に使用する教科用図書の採択について、ご審議をお願いするもの
です。県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書も毎年採択替えを行います。

はじめに、事務スケジュールについてご説明します。先ほどご覧いただいた、ファ
イル02-2「定教第15・16号議案関係」の2/33ページをご覧ください。「令和7年度使
用教科用図書関係事務スケジュール」の下段【高等部】についてご説明します。高等
部についても、4月16日の教育委員会4月定例会で教科用図書採択方針などの決定を
いただいた後、7月17日に、特別支援学校のPTAの代表者、特別支援学校長の代表
等から構成された教科用図書調査委員会での議論を経て、議案として提案しているも
のです。

それでは、ファイル03「定教第16号議案」をご覧ください。2/49ページ「令和7度
使用 神奈川県立特別支援学校高等部 採択教科用図書一覧（案）」です。

3/49ページ、目次をご覧ください。「文部科学省検定・著作教科書」では、「1
視覚障害教育部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障害・肢体不自由・病弱教
育部門」に分けて掲載しています。その下の「一般図書」には、「1 視覚障害教育

部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障がいのある生徒用（各部門共通）」です。

それでは、5/49ページをご覧ください。「1 視覚障害教育部門」の検定・著作教科書です。視覚障害の程度に応じて、高等学校に準ずる検定教科書、拡大教科書、点字本を使用します。

続いて、7/49ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」の検定・著作教科書です。高等部においては、高等学校に準ずる検定教科書と、各教科や高等部専攻科の専門的な内容の教科用図書を選定しています。

続いて、12/49ページをご覧ください。「3 知的障害・肢体不自由・病弱教育部門」です。ここに登載されているもののほとんどが、肢体不自由教育部門において、高等学校に準ずる教育課程で学ぶ生徒が使用する検定教科書です。

続いて、20/49ページをご覧ください。ここから「一般図書」です。20/49ページから22/49ページは「1 視覚障害教育部門」です。平塚盲学校の本科保健医療科・専攻科では、国家資格等をとって社会で働くための専門性を身につけるためのコースと、その教育課程を設置しています。そうしたことから、専門性の高い一般図書が選ばれており、図書の中には、その国家試験受験のために編集されたものもあります。また、視覚障害教育部門では、障がいに対応するため、拡大教科書、点字教科書も含まれています。加えて、障がいの程度によっては、通常の教科用図書、拡大教科書、点字教科書のいずれも使うことが難しい場合もあり、音声教材を使うこともあります。

続いて、23/49ページをご覧ください。23/49ページから25/49ページまでは、「2 聴覚障害教育部門」です。こちらも視覚障害教育部門同様に、専門的な図書が選定されています。

続いて、26/49ページをご覧ください。ここから49/49ページは、知的障がいのある生徒用で、各教育部門共通の一般図書です。内容は、定教第15号議案でご審議いただいた際にご説明した「特別支援学校 採択教科用図書調査研究資料」の一般図書530冊と、新たに希望のあった一般図書2冊の計532冊を採択案としております。

以上が定教第16号議案です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。笠原委員。

笠原委員 知的障がいのある生徒用の一般図書の部分で、先ほどのご説明でも生活年齢に即した教科書を選んでいくことの必要性と重要性をご指摘されていたと思うのですが、その辺りで、各学校の先生方が具体的にどのような状況で選択をされているかという辺りはどうなのですか。かつてはそういうところで、なかなか保護者の方の理解を得るのも難しいといった事案もあったかと思うのですが、いかがでしょうか。

特別支援教育課長 特に高等部で一般図書を採択するときに、卒業後の自立と社会参加、社会生活に向けた内容について学んでいこう、そういう学習が深まる教科書採択をしようというような観点で各学校が考えているところがありまして、保護者の皆様にも面談等でご理解いただきながら採択を考えているところです。今回、調査研究資料の530冊にプ

ラスして、高等部の方については、教科用図書は、採択案が2冊増えているのですけれども、自立と社会参加に向けた社会生活について学ぶことができる本を各学校が選びたいということで希望が上がってきたものです。

笠原委員 小学部、中学部、高等部と一つの学校があるわけではないですか。例えば、小・中学部で使っていた教科書と同じような教科書を、結果的にそのお子さんが使うというケースがあるわけですね。

特別支援教育課長 そのお子さんの状況に応じたというところがありますので、そうしたことはもちろんあります。

笠原委員 なかなかその辺が、小学校、中学校で学習をしてきた、もちろんその生徒の障がいの実情があつて、生活年齢、先生方からご覧になり、様々な意見を整理した結果としてそれが採択され、保護者の理解をいただいて使っていくということになるのでしょうか。今の段階で、特段その辺りで不都合が起きているところはないですか。

特別支援教育課長 特にないです。お子さんの実態と余りにもかけ離れた教科用図書を採択して使ったとしても、そのお子さんの学びが深まっていけないことになってしまうところを踏まえた教科書の選定というところは、慎重に行っているところです。

笠原委員 是非引き続き、その辺りのところについては、丁寧にご対応いただけるとありがたいと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、ご質問がないようでしたら、採決について教育長をお願いします。

教育長 ただいまの定教第16号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員をお願いします。

下城委員 それでは次に、進行の関係から協議・報告事項の報告2に移ります。

報告2 「神奈川県管内中学校における「歴史教科書」の採択に関する要望書」について

説明者 長田子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 ファイル08をご覧ください。2024年7月23日付けで、県教育委員会教育長宛てに「神奈川県管内中学校における「歴史教科書」の採択に関する要望書」が提出されましたので、ご報告します。提出者は、在日本大韓民国民団神奈川県地方本部 地方団長 李富鉄氏及び在日本大韓民国民団神奈川県横浜支部 支団長 朴昌泳氏です。同団体からは、平成27年、令和2年、令和3年に、同様の趣旨の要望書が提出されております。

2/3ページをご覧ください。この要望の内容ですが、神奈川県管内各中学校が、2025年度から使用する教科書の採択に際し、望ましい歴史認識に基づいた歴史教科書を採択するよう要望するものです。なお、本件に関して、団体からの回答要望はありません。

報告は以上です。

下城委員 ご質問がありましたらお願いします。

笠原委員 確認です。これは各採択権を持っている市町村の教育委員会にも同様のものが行っているのですか。その辺りはいかがでしょうか。

子ども教育支援課長 県教育委員会にいただいているというところは確認しています。

笠原委員 分かりました。

支援部長 補足をします。横浜市教育委員会もです。

下城委員 他にご質問はいかがのでしょうか。よろしいのでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら、報告2については以上とします。
次に、報告1に移ります。

報告 1 令和5年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について
説明者 飯田行政課長

行政課長 ファイル07をお開きください。「令和5年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について」ご報告します。この調査は、文部科学省が実施する「学校基本調査」と、本県が実施する「公立中学校等卒業者の進路状況調査」の結果をもとに、県内の公立中学校、義務教育学校及び公立特別支援学校中学部を今年3月に卒業した者の進路状況

をまとめたもので、調査期日、調査対象は、資料記載のとおりです。

次に、【集計結果のポイント】ですが、今年3月に県内の公立中学校及び義務教育学校を卒業した者の総数は67,056人で、前年度に比べ947人減少しました。そのうち高等学校等進学者数は66,433人で、卒業生総数に占める構成比は99.1%となり、前年度から変化はありません。

また、高等学校（全日制）進学者と高等専門学校進学者を合わせた全日制進学者数は59,151人で、構成比は88.2%となり、前年度に比べ1.1ポイント低下しました。

次に、下段の＜公立中学校及び義務教育学校卒業生の進路状況【総括表】＞をご覧ください。表の左側、区分欄の1段目「卒業生総数」、2段目の「高等学校等進学者」については、ただ今ご説明したとおりです。

その下、3段目から7段目は、2段目の「高等学校等進学者」の内訳を、課程別等に五つに分けて記載しております。その構成比を前年度と比較しますと、全日制進学者は88.0%で、前年度の89.0%に比べ1.0ポイント低下、定時制進学者は2.0%で、前年度の1.8%に比べ0.2ポイント上昇、通信制進学者は7.3%で、前年度の6.4%に比べ0.9ポイント上昇という状況です。概要は以上です。

なお、2/26ページ以降「令和5年度 公立中学校等卒業生の進路状況」については、調査結果全体をまとめたものです。

私からの説明は以上です。

下城委員

それでは、ご質問がありましたらよろしくお願いします。いかがでしょうか。

私から質問させてください。記憶が定かでないので確認なのですが、通信制が増えていますよね。広域通信制、公立の神奈川県立高校の通信制と、それから私学の広域通信制。広域通信制の中で、私学の広域通信制が今人気なのだと思いますが、私学の広域通信制の中には、本部が東京都にあって、子どもたちがスクーリングする教室は神奈川県内にあるという場合も、もちろんあると思うのですが、本部が東京都にある場合の進学先といいますか、そのカウントの仕方なのですが、それはどうなりましょう。

行政課長

委員がおっしゃった、県内に本部があるものと、県外のものに分けて数値を示してあります。具体的に言うと、13/26ページですが、こちらに課程ごとの全日制、定時制、通信制で、通信制を一覧に記載してあります。通信制の内訳については、19/26ページをお開きいただくと、県内における県立私立と、そういう状況を分けて数値を示してあります。

下城委員

重ねて質問なのですが、この広域通信制の人気というのは、社会の変化に応じて子どもたちのニーズが高まっているとか、広がっているということもあると思うのですが、もう一方で、今、不登校が増えてきているということが文部科学省も問題にできていますけれども、不登校の生徒の受け入れ先として、特に公立の通信制、神奈川県では2校ありますが、その受け入れになっている。だから、そこが増えているという状況があると思うのですが、もう一つ、多様化学校というものが新しく

できつつあるのだらうと思います。神奈川県では3校なのですけど、東京都ではもう30数校あるということを知っています。そういう多様な学校、一つ前の名称は不登校特例校ですけれども、どこにカウントされるのですか。

行政課長 改めて、別途回答します。

下城委員 そうですか。神奈川県はまだ少なく3校だったと思うのですが、東京都はたくさんあって、だから、これから不登校の子たちのより多様な選択肢、中学校で不登校を経験したような子たちの選択肢を多様にしていくということは、必要になってくると思いますので、こういう学校を作っていかなければいけない。ますます全日制のパイがそっちに行くということですよ。そういう時代の流れに合わせて、通信制の扱い、そういう通信制も広域通信制のこともあるし、全日制のカウントの仕方を再検討するようなことは、目下、考えられていないのでしょうか。

行政課長 委員のご指摘を踏まえて、こういった形で整理していくかについては、改めて検討していきたいと思っています。

下城委員 よろしくお願ひします。
他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。常陸委員。

常陸委員 8/26ページの「その他の者の内訳」についてお聞きしたいのですが、高等学校への進学準備が人数としては12人増と、全体で見れば大きな数字ではないとは思いますが、少し増えているということで、高等学校への進学準備中の方であったり、その他の項目の方々への主な支援といえますか、サポートというのは、どんなふうに進められているのでしょうか。

子ども教育支援課長 高等学校の進学準備ということで、不登校の生徒が多かったり、また、不登校ではなかったとしても自分の進学先を決めかねているとか、迷っていたりという生徒たちがいるので、我々としては、不登校相談会・進路情報説明会を、フリースクール等の皆様とも協力・連携しながら、毎年度、県内7会場で、8月、9月、10月ぐらいに五月雨式に行っています。そうした中で、進学先を迷っていたり、不登校で悩んでいた子どもや、保護者の方に情報提供をしています。あわせて、中学校を卒業された方に対しても、進学を希望する方に対して、一人ひとりの実態や状況に合わせて、引き続き相談支援を行うよう、市町村教育委員会を通じて働きかけを行っているところです。

常陸委員 卒業後にそういったつながりが保てるように、これからも引き続き、ご支援いただければと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員　　今のお話に関連して、不登校相談会、フリースクール等とタイアップして実施されているという状況の中で、先ほどの下城委員のお話にもあったのですが、やはり選択肢が多様化していくという状況の中で、中学校の進路指導の側からこれを見たときに、例えば、不登校相談会に来ている生徒たちの状況であるとか、もちろん学校が全てを了解するのはなかなか難しいでしょうけれども、市町村教育委員会も連携はしていると思うのですが、そういった年々変化している子どもたちの状況というのは、どの程度、学校側にきちんと情報提供がされているのか、その辺を学校側はどの程度、現状を正しく認識できているかということも、やはり進路指導において、特に全県一区になって、生徒たちの選択範囲が非常に限定的な地域と、それから広域に出ていく地域と大きく分かれていると思います。その辺りで、自分の地域は大体ここだから、あえて他のところを知る必要はない的な部分も、なきにしもあらずかと思うのですが、とはいえ、これだけやはり状況が変わってきているというところを踏まえたときに、進路指導中・高連絡協議会であったりとか、そういった場での提供の仕方であるとか、情報共有の仕方の変化みたいなところは現状としてはどうなのですか。

子ども教育支援課長　　まず、不登校相談・進路情報説明会の中では、委員がおっしゃったように、多様な学びの場があるということを情報発信していますが、ここ数年、中学校の先生方が、不登校相談・進路情報説明会に参加して下さったり、スクールソーシャルワーカーの方が参加して下さったりというケースが増えていると感じています。そういった多様な学びの場があるということを、学校又は学校関係者が自ら情報を取りに来て下さっているというところを感じています。併せて、そのような状況を市町村教育委員会とも共有したり、市町村教育委員会を通じて各学校に発信したりという点については、様々な会議体の中で行っています。

笠原委員　　数字の上で見えてこない部分だと思います。だからこそ逆に言うと、それをどうやって共有していくかということところは、行政がつないでいく役割があるだろうと思います。今日の段階ではよいのですが、今回、フリースクールとタイアップして事業が行われているのではないですか。その辺りというのは、こういうところに関係した取組は行われているのですか。進路に関する説明会の拡大だとか、内容の充実だとかというような、そういうものは入っているのですか。

子ども教育支援課長　　フリースクール等と連携した取組の中で、今年度も、不登校相談会・進路情報説明会をこれまで一緒に行っていますけれども、より内容等を充実させるために、フリースクール等の個別ブースを増やしたり、個別ブースの数は増えなくても内容を充実したりするなど、引き続き取り組んでいるところです。

下城委員　　他にいかがでしょうか。よろしいですか。

行政課長　　先ほどご質問いただいた件なのですが、私ども今回の調査結果について、文

部科学省の学校基本調査と、本県として公立中学校の卒業生進路状況調査をまとめて報告したのですが、進路先については、13/26ページに記載してありますけれども、例えば高等学校、全日制、定時制、通信制、広域制、いずれかに該当するかという形でしか調査をしていないという状況です。

下城委員 多様化学校はどこに入るのですか。

指導部長 神奈川県内高等学校では、私立1校のみなので、県内私学でカウントされるということです。

下城委員 県内私学の方でカウントされていると。数字上は全日制に入るのですか。

指導部長 県内の私立で星槎高等学校ですが、そちらは全日制と通信制の両方の課程をお持ちだと思います。なので、どちらを選んでいるかによって、県内私立通信制にカウントされているか、全日制の私立でカウントされているか、そのいずれかです。

下城委員 分かりました。いずれにしろ、通信制が、だから、需要があるということですよ。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご質問がないようでしたら報告1については以上とします。

次に、日程第1の定教第17号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入ります。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、企画調整担当課長、管理担当課長、ICT推進担当課長を指定します。

(10時47分非公開の会議に入り、11時10分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて教育委員会を閉会といたします。

令和6年8月6日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第17号議案

- ・ I C T 推進担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

日程第2

報第9号

- ・ 教育施設課長から報告の後、質疑を行った。